

1. 議事日程（令和6年第4回北広島町議会定例会）

令和6年12月13日
午前10時開議
於議場

日程第1	一般質問
日程第2	議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第3	議案の訂正について

一般質問

《参考》

敷本弘美	不登校児童・生徒への充実した支援について
服部泰征	地域課題の解決へ向けて
伊藤淳	ハード面からみるまちづくりの今後
宮本裕之	①関係人口・交流人口の増加で経済振興を ②公共事業の現状と展望を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 増田隆
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明
危機管理課長 川手秀則	総務課行政管理係長 坪内聡子	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 小椿治之	税務課長 植田優香
町民保健課長 迫井一深	福祉課長 細居治	こども家庭課長 芥川智成
環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 大本賢一郎
建設課長 竹下秀樹	消防長 笠道宏和	教育課長 植田伸二
会計管理者 大畑紹子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江

議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けてから一般質問を行ってください。3番、敷本議員の発言を許します。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。さきに通告をしています不登校児童生徒への充実した支援について質問いたします。昨年6月議会におきまして、同僚議員から不登校対応についての質問がありましたが、不登校の児童生徒は過去最多を更新しており、人間形成の基礎を学ぶ義務教育の大事な時期に様々な理由で不登校になってしまう現状、特に中学2年生、3年生が多いとの調査結果もあります。本町においても不登校数は全国平均より多いと伺っております。不登校児童生徒への対応、充実した支援の在り方について伺っていききたいと思います。質問に入る前に、質問2と質問3の順番を入れ替えさせていただくことをご了承願います。文部科学省が発表した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、国立・公立・私立の小中学校の不登校児童生徒数が34万6000人、高等学校の不登校生徒数が約6万9000人であることが今回の調査から11年連続で増加していることが分かりました。34万6000人のうち、学校内外の機関等で専門的な相談、指導等を受けていない児童生徒数は約13万4000人、うち90日以上欠席している児童生徒数は約6万7000人といずれも過去最多となり、一方で、不登校児童生徒数の増加率は、小中学校及び高等学校ともに前年度より若干減少していることも分かっております。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）、これは令和5年3月31日付文部科学大臣決定に基づく取組でございます。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないような配慮が必要なことや、支援に当たっては、不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重しつ

つ行う必要があることや、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があることや、児童生徒によっては不登校の時期は休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクも存在することに留意とあります。増加し続ける不登校の児童生徒に対し、学びたいと思ったときに学べる環境が整っているか。多様な学びの場、居場所の確保は急務と考えます。現在も悩みを抱えながら、少しでも前に進もうと努力し頑張っている児童生徒、子どもたちを支えるご家族の方たちがおります。不登校の児童生徒が希望を持って安心して学べる環境を整える取組を示していただき、不登校の児童生徒の充実した支援を願い、質問に入ります。初めに、本町の不登校児童生徒の現状と要因について伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町の現状としまして、今年度10月末時点における不登校児童生徒数は、小学校6人、中学校30人であり、本町の児童生徒数で考えると少ない人数ではありません。不登校の背景には様々な要因が関わっているため、一つに絞れるものではありませんが、本町の傾向としまして、小学校時の十数人の小規模クラスから複数の小学校が集まってできる1クラス三、四十人規模の複数学級への環境の変化により集団での生活に支障を感じているもの、夜中までネットやゲームなど好きなことをして過ごしているため、朝起きられない、体調も悪くなるなどの生活習慣の乱れや体調不良によるもの、生活リズムが影響し、遅刻、欠席の累積で勉強が分からなくなり、学習意欲の低下、宿題などに負担を感じているもの、無理して学校に行かなくてもよいという全国的な風潮でもある、保護者の後押しがない家庭環境によるものなどの理由が多く、学校の人間関係などに係る状況というよりも家庭や本人に係る状況が目立っている状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま本町の不登校児童生徒の現状と要因をお伺いをいたしました。文部科学省の2022年度の調査では、不登校の要因として、無気力、不安が半数以上を占めていました。しかし、教員の認識のみで評価する調査では、教員に原因があるという結果は出にくく、実態を十分に把握できるとは限らないことが調査結果から分かったことから、実際23年度に同省が行った委託調査によると、不登校のきっかけについて、体調不良、不安、鬱、いじめ被害、教職員への反発などの項目で高い割合となったのに対し、教員の回答では、これらの項目が低い割合にとどまり、認識に大きな開きがあることが分かっております。重要なのは児童生徒に登校できない理由を丁寧に把握、分析し、対策に生かすことではないでしょうか。不登校理由の把握、分析はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 不登校理由の把握、分析は、先入観や思い込みなどによって行われてはなりません。原因分析は管理職、担任、学年会、生徒指導主事、保健主事などからなる委員会で丁寧に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの出席をお願いし、正確な情報を基に事実把握、分析を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 不登校理由の事実の把握と、また分析は先入観や思い込みがあってはいけないということは本当に大事な点だと思っております。学級担任ほか、また専門分野のスクール

カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの皆さんと事実の把握に努めておられるということですが、一人一人不登校の状況は先ほどもおっしゃったように異なります。事実の把握や分析というのは感情を入れず、また平等に行わなければなりません。そのために心と時間を費やすと思われますが、工夫をされていることがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まさに議員ご指摘のとおりでございます、しっかりその子に向き合う、伴走する、そういう寄り添いを気をつけて行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） しっかり寄り添うように気をつけられてるということでございました。今年度10月末時点で、本町の不登校児童生徒は36人とお聞きをしております。不登校の理由の把握、分析は、一人一人に寄り添いながら今後も丁寧に行っていただくことを願います。文部科学省が毎年実施をしている児童生徒の問題行動・不登校調査の結果を踏まえ、1、未然防止、2、早期発見、3、早期対応についてどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 児童生徒の問題行動などの未然防止と早期発見・早期対応に向けましては、北広島町全ての小中学校ではアンケートなども活用し、どんな小さな問題行動も見逃さない姿勢で取り組んでおります。併せまして、家庭との連携が重要であることから、年度当初のPTA総会などで保護者に周知していただきたいこととして、1、いじめの定義、いじめの積極的な認知についての説明、2、体罰などによらない子育てについての説明、3、SNSやインターネットなどで発生したトラブルにおいて、早期の警察連携についての説明の3つを保護者に周知しております。加えまして、保護者への呼びかけ、有事の際の円滑な連携を行うため、山県警察署などの外部機関とも日常的な連携を図っています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど、年度当初のPTA総会において、この小さな問題も見逃さないために保護者のほうに3点ほど周知をされているということをお聞きをいたしました。その中にSNSやインターネットで発生をしましたトラブル等がございました。その対応なんですけれども、これは文部科学省が発表した令和4年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査によると、小中高など認知をされたパソコンや携帯電話などで誹謗中傷、いわゆるネット上のいじめ、誹謗中傷も過去最高であることが分かっております。特にここ数年、ネット上のいじめにより本当に将来ある児童生徒の自死の報道に触れるたびに心が痛みます。そのような悲しい事態に発展しないためにも、このネット上のいじめに関する対応、マニュアルが学校、また関係者向けに文部科学省から出されておりました。先ほどお聞きしましたその保護者へも周知をされているこのSNS、インターネット等で発生したトラブルへの問題に対してどのように対応されておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） ネットいじめも決して許されるものではなく、先ほど申し上げましたとおり、早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。発見した場合には、学校全体で組織的に解決に向け、いじめを受けた側、した側の児童生徒等ご家庭も含め、適切なケア、助言指導を行っています。画像の拡散などの事例につきましては、速やかに警察のサイバー担

当と連携し、拡散防止に努めることになっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） しっかり早期発見、早期対応に取り組んでくださっているということでございます。この携帯電話等のいじめの対応、今伺いをいたしました。本町の不登校の現状から、今後どのような支援が最も必要と考えられるか、児童生徒、またご家族への対応、支援をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 児童生徒とご家族への対応、支援をお答えさせていただきます。不登校に悩む児童生徒や保護者に対して、各学校から個に応じた支援を継続していくことはもちろんですが、学校以外にも相談できる場所の周知、提供を行っております。具体的には、町のホームページに町教育委員会による不登校相談窓口の案内を掲載するとともに、同様のチラシを町内全小中学校の児童生徒へ配布、移動型教育支援センターを設置するなど、学校とご家庭以外にも寄り添い支える場所の提供を行っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 不登校相談窓口、また移動型教育支援センターの設置を通され、児童生徒、またご家族への支援を行ってくださっているということでございます。移動型教育支援センターにつきましては、これは問7で、また詳しく伺いをしようと思うんですが、この不登校相談窓口、これはどこにあるのか、また誰が対応してくださっているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 不登校相談窓口として、今年の7月に町のホームページに北広島町教育委員会に設置をしていますということを掲載させていただきました。これまでも相談やご対応はさせていただいていたんですけれども、改めて北広島町教育委員会がしっかり行いますということを周知をさせていただき、担当の指導主事であり相談員が対応に当たっているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） しっかり担当の相談員が対応していただいているということでございました。この不登校の要因の一つにいじめの問題も上がっております。令和5年度文部科学省が行った調査によると、小中高、また特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万3000件と過去最多となり、6.6倍と依然として大きく、いじめを漏れなく認知するためには全ての教職員が改めて法におけるいじめの定義を確認し、学校挙げて早期発見、早期対応に向けた取組を行うことが重要とありました。初めに、法におけるいじめの定義や未然防止に対する教職員の研修はと考えますが、現状を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教職員の研修は、町校長研修会、町教頭研修会、生徒主事等研修など、年間を通していじめの定義や未然防止に係る研修、文部科学省や県教育委員会からの情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） もう年間を通して研修において、そのいじめの定義であったりとか、また未然防止に取り組まれているということですが、これどの程度行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町の校長研修会につきましては、基本的に毎月1回、教頭研修会につきましては、年間その半数ですかね。生徒主事等研修会3回は行っているというふうに認識しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、回数等お聞きをしたんですけれども、学校での組織で行う、いじめ、この認知の手順というのはどのようにされているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 先ほど申しましたとおり、本町のいじめ認知件数は全国平均、県平均と比較して数値が高い傾向にあります。このいじめの認知について、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると、極めて肯定的に評価する。また、いじめを認知していない学校にあつては、解消に向けた対策が何ら取られることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。現在、いじめの認知件数は、学校の荒れを示す指標としてではなく、いじめを許さない、児童生徒からの信号を逃がさない学校のアンテナを高さを示す指標として捉えている。と述べています。本町では、全教職員がいじめを許さない、見逃さないという姿勢を持ち、いじめの積極的な認知に取り組んでおり、学校のそのような姿勢が子どもたちの規範意識の向上にも影響を与え、近年、いじめの認知件数が減っているとも捉えております。また、教職員による把握はもとより、児童生徒本人や他の児童生徒、保護者、地域からの情報、アンケートなどによりいじめの疑いがあるものは積極的に認知を行うとともに、学校で認知した事案については、全て町教育委員会に報告されています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） いじめの疑いのあるものは積極的に認知を行って、全て教育委員会に報告されているということでございました。この認知で多い事案というのはどのようなものがあるのか、差し支えなければお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町におけるいじめの対応別の状況でございますが、一番多いのは、嫌なことを言われる、きつい言い方や命令口調で55%、続いて、仲間外れ、無視と、嫌なことをされるがそれぞれ11%、ネットのトラブル、嫌がらせが8%となっています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今それぞれパーセントも含めてご答弁をいただきました。この不登校の要因は、いじめも含め本当に様々ですが、全ての不登校児童生徒に寄り添う相談支援の一つにスクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカーというものがございます。この派遣回数、また配置人数は、直近3年で伺いたいと思うんですが、それぞれの配置状況と役割も併せてお聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） スクールカウンセラーは、芸北、大朝、千代田の町内3中学校区、豊平の1義務教育学校の計4校に配置されており、スクールソーシャルワーカーは千代田中学校へ配置されています。配置人数については、令和4、5、6年度、いずれもスクールカウンセラーは4人、スクールソーシャルワーカーは1人です。勤務回数は令和4年度、スクールカウ

セラーは93回、スクールソーシャルワーカーは89回、令和5年度、スクールカウンセラーは95回、スクールソーシャルワーカーは84回、令和6年度、スクールカウンセラーは、7月時点で32回、スクールソーシャルワーカーは9月時点で45回です。スクールカウンセラーの役割につきましては、暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期解決に向けて、公立の小学校、中学校及び義務教育学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置することで教育相談体制の充実を図っております。スクールソーシャルワーカーの役割につきましては、経済状況など生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うため、公立の小学校、中学校に福祉の専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置することで、家庭、地域と学校との連携・協力を支援しています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーのご説明をいただきました。スクールカウンセラーが各中学校区に1人ということは計4名で、スクールソーシャルワーカー、これ専門知識を有する方なのですが、これは千代田中学校に1人配置をされているということでございました。本町の不登校の人数から、この人員で充実した相談支援体制ができていのでしょうか。また支援員さんの負担が大きければ充実した支援に結びつくことは難しいと考えますが、現状を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現状としましては、現在町内配置のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーで、状況によりケース会議を開催するなど、学校としっかり連携をし、諸課題解決への必要な対応が行われているものと考えております。配置要望につきましては、増員を要望しているところでございまして、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 配置人数ですが、増員を要望されているということでしたので少し安心をいたしました。ご答弁から現状本当に努力をしていただき、対応されていることがうかがえます。この支援をしていただく側の状況もよく聞いていただき、より充実した支援につながるための人員確保をしっかりと考えていただくことを申し添えたいと思います。続きまして、不登校児童生徒への対応ですが、大きく三通りの対応について伺いをいたします。1つ目は、登校できるが、教室には入れないという児童生徒でございます。2つ目は、登校できるが、学校の門をくぐるのが難しいという児童生徒、また3つ目は、家から出ることができず、登校ができないという児童生徒。この三通りの学校の対応、また、校内・校外、フリースクール、これ児童生徒の居場所としてでございます。フリースクール等の役目であったり、また訪問支援等はどうのようにされているのかを1つずつ伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 不登校には様々な要因がございまして、そのため対応についても様々でございます。1つずつのお答えにはなりませんけれども、まず、登校することができても教室に入ることができない場合には、例えば千代田中学校におけるステップ教室のような別室での対応、登校できない場合には移動型教育支援センターへの参加や、学校からの定期的な訪問や連絡など個々の実態に合わせた対応を行っています。議員ご指摘いずれの場合におきましても、

本人をはじめ保護者の思いを伺いながら、個別に丁寧な対応に努めております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 丁寧な対応をしていただいているということでございます。先ほどの課長の答弁から2点をお伺いをしたいと思います。まず、登校できても教室に入ることができない場合は、ステップ教室のような別室での対応とのご答弁でしたが、広島県の幾つかの学校が行っている校内フリースクールとでもいうべき個別な学びの場と同様なものなののでしょうか。現状と併せて伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 今議員ご指摘の広島県における制度的なもの、実は北広島町ではそれには手を上げておりませんが、それと同じ位置づけのようなことでありまして、ステップ教室は千代田中学校の個名で、一般的に教育支援センターと呼ばれるもので、学校内の別室で集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善などを行い、通常授業に入りにくい児童生徒をサポートするものです。町内各校、それぞれ実情に応じ設置することにしています。移動型教育支援センターは、教育支援センターを学校外で個別に開催するもので、学校や保護者からの相談に応じ、教育委員会が開催しています。実際に不登校相談窓口の設置により、この移動型教育支援センターの設置につながったケースがございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 相談窓口がこの移動型の教育支援センターにつながったということなので、しっかりこれからも、恐らくこの不登校相談窓口、何件かご連絡が入ってくると思うんですが、本当に一人一人に合った丁寧な対応をお願いをしたいと思っております。続きまして不登校児童生徒に対し、学校内外でのフリースクールに代わる個々に適した教育支援に努めていただいていることも、先ほどのご答弁でしっかり伝わってまいりました。不登校児童生徒が上記対応中に行った、次は学習の成果に係る成績評価についての考えを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 不登校児童生徒の成績評価を行うに当たりましては、文部科学大臣の定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることになっており、本町におきましてもそのように対応しているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどのご答弁、欠席中の学習の成果については考慮し、成績評価に反映をされているとのご答弁でしたが、本町では、具体的にどのような学習が成績評価に反映をされているのかを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町では、学校外でも指導を行った児童生徒、学校で個別に先ほど申しました教育支援センターであったり、また、教員が出向いた指導であったり、そういったところで出席扱いにしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） そういったところで、出席扱いにはなるんですけれども、これ成績評価のほうはどうなんでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 成績評価におきましては、児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画

的なプログラム、これが成績評価の出席での要件となっておりまして、そういった働きかけは行ったんですけども、そこまで至らなかったということが実態としてございます。そこまで至っていないのが現状でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 試みてくださったんだけど、計画的なプログラムまではいかなかったということです、今後しっかりまた一人一人に合った計画的なプログラムを作成していただき、それが成績評価につながっていくように、またしっかり考えていただければと思います。児童生徒の多様な学びに対しては積極的に評価をし、今後も学習の成果の成績評価を適切に行っていただき、学校に行けなくても多様な学びとして頑張りを評価し、不登校の児童生徒が希望を持って学習できるよう努めていただければと思います。次に、不登校児童生徒が過去最多を更新し続けている現状でございます。全ての児童生徒が安心して教育が受けられるよう、多様な学びの環境整備は急務と考えますが、教育長の考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 多様な学びの環境整備の必要性についてお答えをいたします。その背景には増え続ける不登校児童生徒の学びをどうするかという問題がございます。議員ご指摘のように、全国の不登校児童生徒は30万人を超え、過去最多。広島県も昨年度の不登校児童生徒は9130人、本町においても、先ほどもありましたが36人でありまして、1000人当たりの認知件数では全国平均、県平均とも本町のほうが上回っているという大きな問題、課題であると捉えております。このような本町において、不登校児童生徒への取組は喫緊の課題であると考えております。昔から、百の不登校には百の対応があるというように、不登校の要因、その対応は様々であります。そのような中で、特に多様な学びの環境整備として重要なことは、議員ご指摘のように、COCOLOプランにもあるように、不登校により学びにアクセスできない子どもをつくってはならないということでございます。そのための環境整備として一人一人のニーズに応じた学びの場を確保することが重要になってきます。教育課長の答弁と重なるところもございますが、例えば登校はできるが自分のクラスに入れないという児童生徒には、本来ならスペシャルサポートルームという自分に合ったスペースで学習や生活ができる環境を必要に応じてつくる。そこには心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるソーシャルワーカーとの連携、面談、これは保護者も含めて進めてまいります。登校しづらい児童生徒については、学校以外の場所でもGIGAスクール構想によって整備された1人1台の端末を活用したオンラインの授業も有効になってきます。また、平成28年の12月に公布された教育機会確保法にもあるように、従来の学びは学校ですべきだというのが当然だという考え方から、不登校児童生徒の支援を学校外のNPO、または民間のフリースクールなどとも連携していくという取組も今後重要になってくると考えてございます。例えば本町においても不登校児童生徒を対象にした安心して学習や生活ができる学校や家庭以外の第三の居場所づくりの実現に向けて現在取り組んでいるところでございます。申し上げるまでもなく、教育はまちづくりの根幹であるということを肝に銘じて、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるように多様な学びの場を整備し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。そういうことを教育行政の仕事として大変重要なことであると考えてございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま教育長から、安心して学習や生活ができる学校や家庭以外の第三の

居場所づくりの実現に現在取り組まれているということをお聞きをいたしました。また多様な学びの場を整備し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることは、これは教育行政の仕事として大変重要なこととの考えもお伺いをいたしました。今後北広島町らしい、充実した学びの環境整備にご尽力いただけることと信じております。待ったなしの不登校児童生徒への支援でございます。第2次北広島町長期総合計画の中で、豊かな人間性を育み、一人一人が共に輝く義務教育の実現とあります。大事な義務教育の9年間です。全ての子どもたちが希望を持って学ぶ環境が北広島町にはある。そのようなまちになればと願い、最後に町長のご所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 長期総合計画にもうたっておるところであります。本町では、子ども一人一人がそれぞれの夢を持ち、それを実現できる力を培って成長していける教育環境づくりと、子どもたちが地域に愛着を持ち、暮らし続けたいと思えるようなまちづくりに取り組んでいるところでございます。様々な環境の中で、学校に行きにくい児童生徒への支援を関係機関や団体など今以上に町全体で取り組むことで、安心して子育てのできる北広島町にしていきたいと思います。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま町長から、学校に行きにくい児童生徒への支援を今以上に町全体で取り組み、また安心して子育てのできる北広島町にしていきたいとの力強いご答弁をいただきました。本日は、不登校児童生徒への充実した支援について考えを伺ってまいりました。このたびの質問に当たり、様々な方たちと対話する中、子どもたちにとって最大の教育環境は教師自身であるとの言葉をお聞きいたしました。教師自身にとってやりがいと希望のある職場であるかどうかということが大切であるかと考えます。生き生きとした教員の下に子どもたちは安心感を持ち、学校に通うことができるのではないのでしょうか。不登校支援ではなく、学びの在り方自体が変わっていくことを願い、質問を終わります。以上でございます。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 46分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員の発言を許します。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。今回は地域課題の解決に向けてという題名で質問します。社会生活を送る中では様々な困難が発生します。特に北広島町のような中山間地域では、少子高齢化や若者流出による働き手、担い手の不足に伴い、地域活動の低下が懸念されています。また、広大な面積を有するがゆえに田畑や山林、道路や老朽化した施設の維持管理等

に多くの弊害が生じており、そういった中で、地域での暮らしを守るためには生活環境の維持向上や子育て世帯が生活しやすい環境の充実、資源の利活用や財源の確保などが重要ではないでしょうか。今回、北広島町議会の中山間地域対策特別委員会で提言案を作成したのも子育て世帯への支援や地域活性化への取組が喫緊の課題ということが背景にあります。なお、これらへの対策についていろいろ調べてみると、地域の活性化や持続可能なまちづくりへ向けた事業はほかにもあるようで、各自治体が様々な取組を行っています。それでは、まず地域活動に関して2点質問します。まず、1点目は、協同労働についてです。協同労働とは、働く人が自ら出資をし、事業の運営に関わりつつ、事業に従事するという働き方のことで、協同労働に関わる人たち、組合員と言いますが、この組合員の方が組合を組織し、組合の出資、経営、労働の全てを担う仕事のやり方を言います。2022年10月1日に労働者協同組合法が施行され、協同労働の理念を持つ団体のうち、同法の要件を満たす団体を労働者協同組合として法人格を与えるとともに、その設立、管理等の必要事項を定めました。この同法の施行を機に多様な働き方の一つとして協同労働が広まっていくことが現在期待されています。この労働者協同組合とは、持続可能で活力ある地域社会づくりを目的として、3人以上で資金を出し合い、話し合いながら、自分たち自身で働く新しい法人で、労働者協同組合法が定める以下3つの基本原理にのっとりて設立・運営されます。なお、3つの基本原理とは、以下のとおりです。1、組合員が出資すること、2、その事業を行うに当たり、組合員の意見が適切に反映されること、3、組合員が組合の行う事業に従事すること。この労働者協同組合は、労働者派遣事業を除いてあらゆる事業を実施することが可能で、介護や福祉関連の事業、子育てに関連する事業、農業や林業、加工品販売所の運営など、地域づくり関連をはじめ地域の需要に応えるための様々なことに挑戦できるとされています。そこで質問します。この協同労働について、どのような認識を持たれているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 協同労働は、労働者が自発的に協同して労働し、事業を行うもので、地域における多様な需要に応じた事業を運営、実施できるものとして、多様な就労の機会の創出により地域の課題を解決し、地域に貢献する制度だと認識をしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この協同労働については、近隣の広島市において多くの設立がされています。広島市のホームページに載っている内容を一部抜粋すると、協同労働促進事業について、「当事業では、協同労働について知見を有するコーディネーターによるプラットフォームを設置し、協同労働という仕組みを活用して事業を行おうとする地域中核人材の発掘や育成から起業の支援、起業後のフォローアップまでの伴走型支援を行うとともに自ら出資者、経営者、労働者となる協同労働の仕組みを活用した個別プロジェクトの立ち上げに必要な経費に対し、広島市から協同労働個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金、補助率が2分の1で限度額100万円を交付しています。令和4年度からこれまで市が支援対象としている団体の要件としていた構成員の半数以上が60歳以上という年齢要件を撤廃して本格的に事業を促進することとし、モデル事業から事業名を協同労働促進事業に変更しました。」と記載されています。なお、広島市ではこの設立支援を受け、平成26年から平成30年の間に計19団体、令和2年から令和5年の間に17団体の設立がされており、内容は困り事支援やサロン事業、地域活性化や耕作放棄地の活用による農作物の生産、障害者支援や子どもの学習支援、スポーツによる子ど

もの居場所づくりと健全育成など多岐にわたり、その必要性がうかがえます。そこで質問します。地域の様々な需要に応えられるとのこと。北広島町では、どのような課題に有益だと思われるのでしょうか。また、メリット・デメリットはあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 働き手、担い手不足などの課題を解決してくれる制度の一つだと思っております。協同労働に参加する人の目的や実施することが明確な取組については有益なことだと思っております。協同労働は働く人の意見を反映し、事業を行うため、主体的に働くことができ、生きがいを感じることができると思っております。一方、意見が異なることがあれば、意思決定が遅れたり、何も決まらないということが起こることも危惧されると思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今ご説明いただきましたが、厚生労働省の資料によりますと、全国でも少しずつ増えている状況に思われます。ここ北広島町でも取組を検討されてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 協同労働は、労働者が自発的に事業を行い、自ら出資し、財源を確保するものと考えております。労働者協同組合の設立などの要望があれば、町から情報提供ができるよう、国等から情報収集を行いたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今お答えいただきましたが、地域課題の解決の一助となり、ここ北広島町にとっても有益な制度と思います。現在、ここ北広島町では、この協同労働などの案内はされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在そういった事例はお聞きしておりませんので、特に案内はしておりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 特には案内はないということで、では、この設立を希望された場合、この広島市のように設立支援を行う考えはあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 相談内容をよく確認していただきまして、その内容いかんによっては、そういったことも考えられると思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） いい制度ですので、できるだけ情報を仕入れていただき、もし質問に来られたときにはしっかりと協力していただきたいと思います。次に北広島町版LMOと書いてエルモといいます、北広島版エルモについてです。地域活性化の事業としては、ほかにエルモというのがあり、先ほどと同様に、近隣の広島市において広島型地域運営事業、ひろしまエルモとして取組が広がっています。広島市のホームページによると、この取組は、地域の関係者が楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを進めることができるよう、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となり、地域の実情に応じて地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など多様な主体と連携しながら、おおむね小学校校区を活動範囲とし、小学校区内の全ての住民を対象に活動する地域を代表する組織として、地

域の情報、将来像の共有や地域課題の解決に向けた様々な活動の企画、検討、広報等に取り組む組織づくりを提案しています。広島市では、地域が主体となって設立したこうした組織を広島エルモとして認定し、地域の実情に応じた様々な取組を継続的に支援しています。と記載されています。なお、人件費、活動拠点の維持管理、運営費、地域課題を解決するための事業経費として、合計で年度上限額600万円の運営助成金を毎年交付することとしているとあります。そこで質問します。ひろしまエルモについて、どのような認識を持たれているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） ひろしまエルモは地域住民主体のまちづくりを進めることができるよう、地域の実情に応じて、地域の各団体と連携、全ての地域住民を対象に活動し、地域を代表する組織として、地域の情報、将来像の共有や地域課題の解決に向けて様々な取組を行う点など、本町の地域協議会が行っている役割の一部を担っているものと認識をしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） このひろしまエルモについては、広島市において、令和6年2月末現在で27地域の団体が認定されており、取組内容も子育て世代の交流や幅広い住民が参加できる多世代カフェ、防災フェアやICTを活用した高齢者の見守り、学校と連携した地域課題の解決や地域の活性化などを行われているとのこと。そこで質問します。地域の様々な需要に応えられる取組と言えますが、北広島町にとってどのような課題に有益と思われるのでしょうか。また、メリット・デメリットもあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本町の地域協議会と同様に地域行事の企画・運営など様々な地域活動に有益だと思っております。地域の実情に合った取組ができる点が大きなメリットだと思います。一方、担い手の不足や活動資金の不足など課題もあると思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 隣の広島市では今後も取組を広げていく方向に思われます。北広島町も検討されてみてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 既に本町には地域協議会という独自の組織がございます。地域協議会と連携をし、取組を支援することで地域コミュニティの振興を進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 地域協議会があるということですが、北広島町は、広島市を中心とした広島広域都市圏を形成し、様々な事業で連携しています。もし広島市から、この広域都市圏を通じてエルモ設立への協力依頼があった場合には、この地域協議会が対応していくと考えていいのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） そのような相談がありましたときは地域協議会という限定ではなく、個別に対応になるのかなと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 個別の対応ということで、またその際には、広島市がしている運営助成金

など新しい支援等も検討されていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員も先ほど申されましたが、広域都市圏でございますので、北広島町独自ということはありませんので、今後の都市圏内での検討課題になるのかと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、なかなか財政的なものは難しいと思いますが、ただ、広島市が検討して進められているということで、また地域課題の解決に役立つ団体だと思います。もし来られた際にはしっかりと検討していただいて、できるような体制をつくっていただけたらと思います。続いて、子育て世代への環境整備に関して2点ほど質問します。1点目がファミサポの充実についてです。北広島町のファミリーサポートセンター事業は、子育てを応援してほしい人、これを依頼会員と言いますが、この依頼会員の方と応援したい人、これ提供会員と言いますが、この2組をアドバイザーが結びつける地域の協働による相互援助活動で、核家族化、共働きの増加など子育てが大変な時代の中、北広島町の未来を担う子どもたちが健やかに育つために地域の皆で子育てを助けていくことを目的とされています。しかしながら、その利用は低迷しており、令和5年度の決算資料では利用がゼロでありました。近年は共働きも増えており、また核家族化も進んでいます。町内で子育てしながら働くにはファミリーサポートセンター事業の重要性は高まっていると思われませんが、北広島町では、残念ながらその役割を果たせていないのではないのでしょうか。そこで質問します。令和5年度の利用がゼロとなった要因は、主要施策の成果に関する調書には、提供会員の減少、高齢化のため広報等により新規会員の募集を行ったが会員増には至らなかった。とありますが、それが原因なんのでしょうか。それともほかに理由があるのでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 令和5年度の利用がゼロとなった理由については、申請そのものがなかったため実績がなかったものでございます。このファミサポ事業については親族や友人、保護者同士の助け合いが難しく、どこにも頼ることができず、困ったときの最終的な手段として利用されていますので、令和5年度につきましては、そのニーズがなかったものと考えております。また主要施策の成果に関する調書では、この事業を引き続き実施する上での今後の課題を記載しているものでございますので、実績がなかった原因が提供会員の減少等に起因するものではございません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは令和6年度の利用件数は何件でしょうか、今分かっている範囲で大丈夫です。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 10月末現在、1件、延べ3回の利用がございました。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） あるといっても少ないですね。さて三原市では、ファミサポの新しいサービスとして緊急預かりを開始されました。急な対応を求める保護者の声を受けて開始した事業で、依頼会員ではない世帯でも、当日の登録で利用が可能となっており、そのため市は提供会員が活動できる曜日や時間帯の把握など、対応できる体制を進めてきたとのこと。そこで

質問します。北広島町で、ファミサポを利用する方からはどのような声が上がっているんでしょうか。また、それを受けて新たに対応していく用意はあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） ファミサポの依頼会員からの問合せの多くは、放課後児童クラブへの迎えについて保護者の勤務により迎えの時間に間に合わないときに依頼したいというものがほとんどになります。こうした依頼に対しまして、これまでどおりマッチングを行い、事業実施をしておりますが、このファミサポ事業を継続していく上での重要なものが提供会員の確保でございます。今後も子育て世帯からのニーズに対応できるよう、広報等活用しながら事業周知を図り、新たな提供会員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは現在の登録提供会員ですね、提供会員は何名が登録されてるんでしょうか。また、地域によってばらつきはあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 現在13名が提供会員になっておられます。地域につきましては千代田の方が多いところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 千代田の方が多いというのは、知らないのか、それともそういった方、該当する方が少ないのか、そういったこと把握されているのでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） そういった取組に対して賛同された方が千代田地域に多いということになります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 千代田地域に多いということで、例えば千代田地域以外の方でもその千代田地域の方が提供会員として携わるということはあるんでしょうか。千代田地域以外の方にも対応するということですかね。それは豊平の方が千代田を使うとかは大丈夫ということですか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） マッチングさえうまくいけば利用は可能になります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今までのご答弁の中から、提供会員の確保が課題とありました。確保が難しい理由は把握されているのでしょうか。また、それを解決していくための方法は何か考えられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 以前より提供会員が減ってる原因が高齢化ということが上げられます。年を取られて、なかなか送迎が主のサポートになりますが、その送迎をする際に車の利用ということで、ちょっと不安があるのでもう難しいといった申出が多くあります。今後も広報等活用しながら事業を周知して、新たな提供会員の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 定年も延びて働く人も増えてなかなか確保が難しいと思いますが、やはり安心なここの地域で子育てをしていくためには、やはりこれの充実というのは私は重要だと思います。

いますので、しっかりと確保に向けて頑張っていたらと思います。次に遊べる場の設置についてです。子育て世代からの話やアンケートによると、町内に遊び場が不足している意見をよく聞きます。また以前から、遊具の設置を求める質問も多く出ていますが、町が作成した令和5年度の主要施策の成果に関する調書によると、多額の費用が伴うため、財政状況、費用対効果等を踏まえながら、実施の可否を引き続き検討していく、その姿勢を崩していません。そこで質問します。設置費用や維持費の面から、今後も以前と同様に大型遊具の設置は難しいとの認識でいいでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 本町におきましては平成29年度に策定しましたきたひろ・子どもの遊び・学びプランの中で、遊び場の整備の考えとしまして、遊具によらない子どもたちが自発的・創造的に学ぶことができる環境を整えていくことを基本としております。またプランの中で大型遊具につきましては、町内1か所に整備することとしていますが、多額の設置費用、維持管理費がかかりますので、具体的な整備計画には至っていないのが現状でございます。しかしながら、昨年行いました子育て世帯に対するニーズ調査によると、子育て支援策の一つとして、多くの方が遊具の設置など遊び場の充実を望んでいる結果が出ております。町としましてもこうした声を踏まえつつ、財政状況も考慮しながら、町内各所にあります遊び場の遊具整備を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 北広島町には方向性の決まっていない遊休地が幾つかあり、その中でも度々取り上げられるのが旧役場跡地ではないでしょうか。以前は、小学校の給食センターや社会福祉協議会もありましたが、北広島町学校給食センターや北広島町まちづくりセンターに統合され、敷地内には特に何も無い状況となっています。そこで質問します。この旧役場跡地の土地は所有者より借りている状況と記憶していますが、賃借料はどのくらいでしょうか。また、料金の見直しはされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 旧千代田町役場庁舎跡地に限らず、個々の賃借料は個人情報に当たるためお答えすることはできませんが、賃借料の見直しにつきましては、所有者と協議の上、随時行っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、賃借料の公表は個人情報でできないということは了解しました。あと料金の見直しについては協議を行っているとおっしゃられましたが、これはやはり随分長い間賃借料を払っていると思います。その間に賃借料は変わったのでしょうか。もし変わったのであれば、下がったのか上がったのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） こちらの賃借料の始まりは旧千代田町役場がそちらにできたときからでございますので、当時は米の値段でございました。それから現在につきましては、正当な、そういった評価の価格で料金を設定しておりますので、単純に上がった下がったというのは、ちょっとこちらで今現在申し上げることはできません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 値段はいいんですが、その協議をされているということで見直しをされて

いるとおっしゃられたので、その見直しによって上がった下がったりしたことがあるのかを  
ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 変更した事実がございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 変更によって、上がった下がったは聞いても大丈夫ですか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在資料をちょっと手持ちがございませんが、後ほど回答させていただきます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 値段については分かりました。その賃借料というのは近年の土地評価額と比べてどのような状況なのか、お伺いしてもいいですか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） こちらについても後ほど資料をちょっと精査しまして、また回答させていただきます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 土地に関して、ちょっと資料がないということなので、またお伝えいただければと思います。ここを詳しく聞いたのは、かなりいい土地だと思います。この今後の活用に関して方向性は決まっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、土地賃貸借契約について所有者と土地の返還を含めた協議を行っているところでございます。所有者から、引き続き公共事業用地として活用してもらいたいとの要望もございます。民間の施設利用も含めた活用策がないかを検討しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今お答えいただきましたが、検討されているとのことですが、これまで民間とかとそういった協議をしたことはあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在のところございません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 検討しているが協議はしたことないということですが、やはりこの問題は民間とも協議されてないということで、いつまでに解消できる、解消したいと考えているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 賃貸借契約の更新の期間がございます。そのタイミングでというのを考えておりますけれども、こちらにつきましては、どういった話があるか、まだ検討しておる段階ですので、特にいつまでということはまだございません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。これ以上難しそうなので、さて、先ほど遊び場について触れましたが、子育て世帯からは室内、屋内への遊び場を求める声も多く聞きます。室内であれ

ば、季節を問わず小さい子どもも安全に遊ぶことができます。さらにPPP、官民連携を活用したカフェなどが併設されれば、子育て世帯の交流ができる場所となり、子育て世帯の意見交換や情報交換も進むと考えられます。そこで質問します。この旧役場跡地について返還等の方向性が決まってないのであれば、要望の多い屋内の遊び場を整備してみてはどうでしょうか。またそこに新しく設置されたこども家庭課の職員が定期的に訪問、または駐在すれば、子育て世帯にとって非常に使い勝手のいい施設になるのではないのでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 千代田地域の遊び場としましては、まちづくりセンター芝生広場、薬師公園、道の駅舞ロードがあり、その中でまちづくりセンターの芝生広場、遊具こそありませんが、多くの親子連れや小学生から高校生が訪れ、それぞれ創意工夫しながら遊び場として利用されております。町としましては、現在このまちづくりセンターの芝生広場を千代田地域の遊び場の拠点として考えております。旧役場跡地を新たな遊び場に整備することは現在のところ考えておりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今お答えいただきました。それでは梅雨の時期とか積雪、雪が降ったときなど屋内でしか遊べない場合は、小さい子どもたちとか家族連れは町内のどこで遊べばいいのでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 屋内での遊び場ということですが、現在各地域にはそれぞれ子育て支援センターもございます。そういったセンターも利用ができますし、あと図書館等利用していただければと思っております。先ほど答弁しましたが、町内各所に遊び場があります。そういった全体的なことを踏まえて、どこにどういったものを設置していくか、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この旧役場跡地なんですが、商業施設やインターチェンジも近く利便性は高いと思われます。北広島町にとってはすごく有益な資産であり、何も活用しないのは、資産の無駄遣いでしかありません。北広島町も遊具設置のプランはあるとのこと。子育て世帯の要望が多いのであれば、室内で遊べる施設も含めて検討すべき時期に来ているのではないかと思います。検討はされないでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 再度の答弁になりますが、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では最後に、新たな財源確保について1点質問します。騒音被害の補償金についてです。北広島町にはエリア567と呼ばれる米軍の訓練空域があり、訓練飛行を見かけることがとても多いです。特に芸北地域においては、低空飛行などによる騒音被害は相当な状況となっています。そこで質問します。北広島町が把握している騒音被害の状況は、直近3年間でお答えいただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 芸北地域に3か所設置している騒音測定器で、一般的に人がうるさ

いと感じる70デシベル以上の騒音発生回数の最多の値でお答えします。令和3年度が1097回、令和4年度が781回、令和5年度が1040回となっています。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今お答えいただいたのは、3か所のうちで一番騒音回数が多い場所の数だと思います。また、危機管理課長からいただいた資料によると、3か所の合計では、令和3年度が2032回、令和4年度が1686回、令和5年度が2270回の認識でいいでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 横並びで通算されると、それが延べの回数にちょっと錯覚されますので、1回の飛行で70デシベルをおのおのの地点で同時に観測ということも考えられますので、その回数はあまり意味を持たないと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 回数については了解しました。それでは過去にはフレア発射などの行為もあり不安が広がりました。町民からはどのような声が届いているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町に寄せられる目撃情報では、機体の様子や騒音の様子を端的に述べられることが多いですけれども、議員ご指摘の平成29年10月に発生した火炎弾フレア射出訓練では、自分が狙われているようだと、これまで見たことがなく不安を感じたなどの声が寄せられております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それらの問題点に対して、近隣市町等と連携してどのような行動をされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 米軍機の低空飛行による騒音被害等について同じ悩みを持つ県内5市町及び広島県、オプザーバー参加ですけれども、とで米軍機低空飛行騒音被害関係自治体会議を設置して連携を図りながら、国、防衛大臣・外務大臣等に対して要請活動を行っております。今年度は10月10日、廿日市市において状況報告や意見交換を行いまして、11月28日に広島県知事をはじめ県内5市町と防衛省、外務省に赴き、広島県における米軍機による低空飛行訓練の中止等の要請活動を行ったところです。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 近年の世界情勢を考えると、防衛の重要度が増しているのは理解できます。しかしながら、その負担が一部市町に偏るのは不公平と強く感じます。米軍が立地している山口県や隣接する市町には交付金、米軍再編交付金が支給されており、広島県では大竹市が該当します。そこで質問します。この交付金はどのような目的で交付されているのでしょうか。また、なぜ大竹市が該当となっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 再編交付金は駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づき国から交付されていまして。令和3年度で期限切れとなり、令和4年度から米空母艦載機部隊配備特別交付金として同様の交付税措置が取られています。在日米軍の再編に伴い、影響を受ける防衛施設周辺地域住民の生活の利便性向上や産業の振興、地域の一体的な発展に寄与することを目的としております。訓練飛行空域は防衛施設周辺とは位置づけられておらず、騒

音被害との関連性はありません。大竹市では、国の平和、国民の安全を守るためには、一部の地域住民が全国民に代わって、一定の我慢を強いられることはやむを得ないことだと理解され、岩国基地への空母艦載機移転の容認を平成19年度に市議会とともに表明され、再編関連特定周辺市町村に指定されております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） もう一度確認しますが、この再編関連特定周辺市町村に指定されるには、例えば基地や訓練場があるなど特定の条件があるのでしょうか。それとも行政とか議会の表明があればいいのでしょうか。もう一度伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員がおっしゃるとおりで、そういう施設が周辺にないと幾ら自治体やら議会が表明しても指定されることはありません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 所在地になくても周辺ならばいいということで、周辺はどの辺までが周辺になるか分かりますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） ちょっと分かりかねます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では、また、教えていただければと思います。今度、大竹市の受け取る交付額は幾らになってるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 年度によってばらつきがございますけども、年平均3億9000万円余りの交付額となっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、この交付金について受け取った自治体はどのような事業へ使えるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 交付金は再編の対象である防衛施設周辺地域の住民生活の利便性や安全性の向上、福祉・医療の増進や産業の振興等に寄与することを目的とした事業、再編関連特別事業に対して交付されています。大竹市の例では、学校施設、公園整備などのハード事業のほか、診療所の運営や公共交通の運営、学習支援員の配置など、基金、事業に使用されています。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この交付金については、受け取ると米軍の飛行を容認することになるとの声も聞きます。しかしながら、北広島町は頻繁に飛行が確認されており、騒音被害が起きているのが実情です。容認ではなく、被害への補償という形と考えていいのではないのでしょうか。実際に飛行がなく被害が起きないのであれば、もらわなければいいだけのことです。面積が大きく、道路や施設などのインフラが多い北広島町においては、維持管理に相応の金額が必要となります。騒音被害に対する交付金を獲得し、例えば公共施設の防音対策や緊急時のための道路整備、若い世帯が家を新築する際の防音の窓への助成や子育て関連への補助などに使えば財政状況の厳しい北広島町にとってとても助かるのではないのでしょうか。そこで質問します。騒音

被害への補償として交付金などの財政的な措置を求める考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 現状においては日常生活に影響が出るような行為を中止していただくことが重要であり、騒音被害への補償としての財政的な措置を求めることは考えておりません。このことは関係5市町においても共通の認識であり、本町としては関係市町と足並みをそろえてこの課題解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今答弁いただきましたが、財政的には措置は求めているとのことですが、しかしながら、これまで中止を求めながら全く収まる気配がありません。また、日米地位協定などもあり、米軍に対し、日本側は強く言うことができない状況です。毎年かなりの数の騒音被害が発生して、不安を抱える住民が多くおられる現状について早期の対策が必要と思います。先ほどの答弁にもあったように、大竹市の例では、学校施設、公園整備などのハード事業のほか診療所の運営や公共交通の運営、学習支援員の配置などの基金事業に使用されているとのこと。北広島町にとっても、これはかなりのメリットがあると思います。そこで再度質問しますが、今後は近隣市町や広島県と協力して補償を求めていく形も検討していくべきではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 関係5市町でつくっている会議の中でもそういった議論はありまして、全く財源措置を要望してないかということではないんですけれども、関係5自治体で構成して、広島県がオブザーバー参加している会議の中で要請してきていますのは、国において騒音測定器を設置すること、それから市町が独自に設置している騒音測定器の移行をすること、各市町が設置している騒音測定器に対して、国において適切な財源措置を講じること、学校などの防音対策に係る基準の緩和、見直しなどを要請してきております。また県としては訓練空域を有する自治体が騒音被害対策などを行うために訓練空域も防衛施設とみなすというようなことで、新たな財政措置を講じることなどを求めています。補償としての交付金をということになれば、議員ご指摘のとおり、騒音を容認することにもつながりかねません。これで我慢をというようなことであれば、もらわないほうがいいと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これで我慢をではなくて、被害があるからその補償としてということなので、私はできるだけ、そういった財源措置は今後求めてもいいんじゃないかと考えていますので、また今後検討していただければと思います。いろいろな課題がありますが、北広島町は広大な土地や多様な自然、歴史ある文化・芸能など多くの資源があり、ポテンシャルはあると考えています。行政や企業、各地域づくり団体や個人が協力し、課題や問題を共に解決していくことが持続可能なまちづくりにつながるのではないのでしょうか。町長は、9月定例会にて4期目の挑戦を表明され、今後も北広島町の課題解決に取り組まれるとのこと。私としては特に遊休地の解決もしくは活用、騒音被害に対する交付金などは、これ長い間解決できておらず、先頭に立って取り組んでいただきたいと思います。そこで質問します。遊休地の解決もしくは活用、また騒音被害に対し、町長は早急に解決する決意はあるのでしょうか。また本日、質問した以外にも地域課題の解決や活性化につながる活動、子育て世帯の環境整備や新たな財源確保の対策はいろいろあると思います。持続可能なまちへ向けて町長はどのような取組をされてい

くんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 町が所有する遊休地ではありますが、更地のものもあれば老朽化した施設が残っているものや、十分な手入れがされておらず活用が難しいものなど様々であります。こうした遊休地は解決していこうということで、これまでも進めてきておりまして、幾つかは解決してきております。いずれにしてもこういったものはできるだけ早く解決していかなければならないと思っております。一つ一つの活用について時間も要する場合がありますけども、着実に解決へ向けて進めてまいりたいと考えております。また、米軍機による騒音被害につきましても、先ほどからありますように5市町でそういった会議をつくって検討しておりますので、補償の面もありますが、地元の皆さんの声も併せて聞きながら今後の展開を考えていきたいというふうに思っております。引き続き、関係省庁等に強く要望をしまいたいと考えております。現在は国民全体の人口が減少し、経済全体も縮小している時代であると思います。このような中、本町におきましても様々な行政課題、地域課題があります。この課題解決に向けて、これまでも申し上げてきたとおり、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進、脱炭素、ゼロカーボンの取組、再ほ場整備、農業のデジタル化など農業の活性化、流域治水、河道掘削の実施などの防災対策など取組を進めてまいりたいと思ひますし、自分たちの地域は自分たちで守っていくという基本的な考え方の下、協働のまちづくりに取組み、地域の活性化を進めてまいります。もちろんこうした事業を進めていく上で財源の確保は重要となっております。国や県の交付金などの活用を図りながら事業を進めていくほか、新たな財源確保の可能性についても併せて研究し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 町長からご答弁いただきましたが、遊休地の解消や騒音被害など、以前から問題となっている地域課題を解決するには、相当な労力と覚悟が必要になり、これを実行していけるのは、経験と実績を積み4期目を目指す箕野町長しかいないと思ひます。ぜひともリーダーシップを発揮し、様々な地域課題を解決され、持続可能な北広島町となることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで服部議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 53分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中答弁漏れがありましたので、これを許します。管財課長。

○管財課長（高下雅史） 午前中の服部議員の質問につきまして、後ほど答弁としておりました2件の土地賃貸借契約の関係で、変更日や借地料が上がったのか下がったのか、また固定資産税

が上がったのか下がったにつきまして、大変申し訳ございませんが、どちらも個人情報に該当するためお答えすることができません。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。  
以上です。

○議長（湊俊文） 午前中に引き続き一般質問を行います。9番、伊藤淳議員の発言を許します。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。先日、はつらつ家族表彰式に長男とともに出席しました。

検診で虫歯がない児童とその保護者も虫歯がなければはつらつ家族ということで表彰されるものです。歯磨きは嫌だと逃げるのをなだめ、虫歯になってもいいもんと言え、お菓子を食べられなくなるねと脅して、何とか歯磨きをしてきた結果が表彰されたようにも思いました。表彰されたら現金なもので、歯磨きはやらないといけないよと、弟に歯磨きを進めている今日この頃です。社会教育委員として研修した中でこんな例がありました。徳島の子で地元の高校を卒業し、東京の大学に進学、大学での経験を基に、大学卒業後すぐに徳島へ戻り、一般社団法人うみのこてらすを起業、子どもたちの居場所づくりとして多くの活用が生まれているとのことでした。なぜすぐに田舎へ帰ってきたのか、居場所づくりをしようとしたのかという疑問に対して、その子自身がほかのNPO活動の居場所づくりで孤独感が和らいだ経験があり、その恩返しというのが一つの理由でした。そのような例を聞くと、やはり社会教育の理想が実現した事例、とてもいいなと思えました。はつらつ家族のように行政と住民とが関わる多くの行事、ほかにもいっぱいありますね。すぐではなくても、いつかどこかで芽吹くものだなと実感した私の経験と先日の研修から得たものです。今回の質問です。ハード面から見るまちづくりの今後です。外で修行するのもいい、帰ってこれるきたひろを用意しておくということで、存続できる北広島町について質問していきます。参考資料を発信します。都市計画マスタープランには概要版6ページに機能及び居住地区を集約したコンパクトな都市形成として、人口減少や高齢化が進んでいることから、今後の社会情勢を見据え、都市機能が集約され、用途が適正に配置された効率的な都市形成を目指すとあります。また、6年度の施政方針において、施策分野Ⅳの生活基盤の強化・強靱化において、令和6年度に計画期間が終了する北広島町都市計画マスタープランの改訂に合わせて、立地適正化計画の策定に向けて取り組んでまいりますとあります。こちらの立地適正化計画に関しては、昨日から複数の同僚議員が質問をしております。同様の質問もありますが、確認も含めて私も質問を重ねるところがあると思います。先に1点、その上でですが、確認としてなんですが、都市計画マスタープランの下位計画ですね、都市計画マスタープランが上位であって、下位で立地適正化計画があり、立地適正化計画は都市計画マスタープラン、都市計画区域内の詳細な計画というもののなのかの確認をまずしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 上位計画としては長期総合計画となり、その下にあるのが都市計画マスタープラン、そしてその下位にあるのが立地適正化計画となります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。確認を含めてでした。では、質問を続けてまいります。目標人口、都市計画マスタープランの3ページの目標人口で2万人と設定しております。上位計画の長期総合計画に基づくところがあるが、その目標人口2万人にした理由、第1期だったと思いますが、長期総合計画で設定した理由をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 策定当時の上位計画である北広島町長期総合計画において、平成27年度の目標人口が2万人と設定してあることによります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） では、この目標人口2万人の現実性はどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） その後、第2次長期総合計画では、令和8年の目標人口を1万7172人以上とすることにしており、令和6年10月末時点の北広島町の人口は1万7014人となっており、おおむね達成している状況であるとの認識でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 第1次長期総合計画の目標値よりは、第2次のほうがまだ現実性が高いなと思います。ただ、2万人というのは難しく、第2次のほうも減らした数字になっているのは、単純に、着実に減っていく前提での目標値であって、その減り方を減らそう、緩やかにしようという目標値でもあるとは思っております。その上でなんですが、まちづくりのハード面の要素、これを幾つか例に挙げますと、道路、橋、川、田、山、上下水道管、公共施設、町営住宅や公共交通ほか、まだまだありますけども、いろいろハード面としては関わるものがあると思います。現在の社会インフラは人口が増え続けてきた時代を背景とした社会インフラです。今からの人口減少時代においてそぐわない点が現在多く出ています。それにおいて計画も幾つか改訂はされているんですけども、既にあるインフラに対してなかなか間に合っていないのもあります。これを後では聞いていくんですけども、都市計画マスタープランのコンパクトという部分がございます。こちら何をどのようにするという意味なのかをコンパクトですね、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） コンパクトのそもそもの意味は、小型で中身が充実していることですが、まちづくりにおけるコンパクトシティは、町の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方でございます。なお、都市計画マスタープランには居住誘導するのは町の中心部だけではなく、旧町地域の支所を中心とした生活拠点も明記させていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 都市計画、私自身、市街地の活性化、支所に機能を集約するというのも含めて、住民の利便性も含めて大いに期待できると思います。ただ、地域性、さらに細かい地域性がそれぞれあります。一番先にこのコンパクトで私が思うのは、家の横に田んぼがあるから毎日の水管理や季節ごとの草刈りを何とかできる、何とか頑張っている。ほかにも家の前を通る水路と道路だからということで、個々人で泥上げや水さらいをして、アスファルトに負けてくれない草、これを取ったりします。家の横にある、家の近くだからできている今の地域、それを土地機能も含めてといったときに、なかなかコンパクトというのが難しいんじゃないかなと思います。趣旨としてですが、何のためのコンパクトなのかを聞いていきたいと思います。コンパクトの目標値はいつ頃であり、人口規模はどれぐらいなのか、どれをどのようにしてコンパクトにして、どれをコンパクトにせず、もしくは代替していくのか。これ先ほど言ったようにいろんな要素があるので、まず要素ごとに確認をしていきたいと思います。一例として、道路と橋、これを聞いていきます。今後、道路の維持修繕、現在の北広島町の財政で賄えるものなの

か。こちら今までも何度もいろんな同僚議員がお聞きしておりますが、総延長距離約875キロあります。どのように賄えるものなのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町の予算は歳入もしかり、歳出予算においても限りがあることから、今後とも予算の範囲内での維持管理をすることとなりますので、全路線を各年度内に補修管理はできないものと認識しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 同様に今後の橋りょうですね、維持修繕は、北広島町の財政で賄えるものなのか、総橋りょう数656橋りょうです。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの道路と同様に路線の重要度や災害時の地域での指定されている避難路等を参考に、予算の範囲内での対応となることから、各年度において全ての補修管理はできないものと認識しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 難しいと思います、私自身も。だからこそ、今回ちょっと聞きたいところとして、以前にも言ったところでもありますが、まず質問内容としては、道路と橋の今後、それぞれの地域で優先順位とともに伝え、20年後の北広島町を考える必要があるのではないかと考えております。先ほど言っていたように、全てはできない。これはもう、事実までは言いたくはないですけど、厳然たる事実に近いと思います。その部分、まず、20年後の北広島町を考える上でということでお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員ご質問のとおり、必要との認識ですが、今後地域の皆さんとともに優先度を検討し、集約等を含め、持続可能な道路網の管理計画を作成する必要があるとの認識でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 必要がある。ぜひ進めていただきたいところです。ただ、身近な道路の種類が分からない人、こちらいると思います。管理をどこがする道路か分からない方が増えていて、土地も同様なんですけども、行政がやるのか地域がやるのか、どこがやるのか。こういったものが話し合う上で整理が必要なのではないのではないかなと思うんですが、こちらに関してはどのように思われますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 国道、県道、町道においては道路法により管理者である国、県及び町が適切な維持管理をすることとなっておりますが、農道、林道並びに里道においては基本的には受益者の方々に維持補修をしていただくこととなります。町道の道路台帳は、本庁建設課並びに各支所において縦覧できるように配備しておりますとともに、道路の種類が分からない道などについては、お気軽に建設課、または各支所にお問い合わせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） お問い合わせください、なかなか、ここがここというふうに個人としてはなかなか聞きにくいな、聞かないだろうなというのも思っております。なぜこういうことを聞くのかというと、都市計画マスタープランですね、管理計画を作成する必要があるとの認

識があると。私も進めていってほしいといったときに、住民を巻き込む計画の中で地域住民の意見はどのように反映されるのか。これがとても気になる場所なんです。どうやっても、それぞれの地域の道だったりとか橋だったり、橋は大体、地域ではないと思うんですけど、道、誰が管理するのか分からない。そんな中で管理、どういうふうにしていきましょう、地域で考えてください、地域も考えてくださいというのはなかなかしんどいなと思っております。行政としてこういったことを進める上では大変だろうなって、すごく心配するところがあるんですが、例えば財政状況以外にも地域の構成年齢だったり、地域の産業構造など、様々なことが関係してきます。都市計画マスタープランでも支所に都市機能を集約するといっても、支所まで何キロあるんだろというようなところが多々あります。そんな中で、この話を地域と共にするというのは大変。そうすると、以前にも申し上げましたように、総論は賛成ですと、各論反対ですということがあると思います。うちの地域は、みんな全員、大体都市機能集約するのはええと思うよ。この地域だったら、ここの橋や道路を廃止しますので、地域で管理してください、使えなくなります。それはやめてくれと、起こります。こういうことが多々ある中で、今後計画を作成する、そこに地域住民の意見が入らなきゃいけない。そう思ったときに、地域への粘り強い長期の議論と決断が必要だと思っております。町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 粘り強い議論が必要だというのは共通の認識だと思いますけども、基本的には利用される道路の重要度、それからAAになっているのか、AAAになっているのか。二重三重に避難路としての機能があるかなしかということでございますし、いつかの時点でも言いましたように、利便性だけで現状長寿命化をするということはございませんので、そこら辺のところは町民の皆様方にもご理解いただきたいと思っておりますし、やはり居住の人口、その密度の変化等、様々なことも予想されていきます。そういったこと、多種多様な要素を加味して、今後とも町民の皆様方にとって持続可能なまちづくりとなるような道路管理をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域住民の意見が反映されるかどうか、併せてどのような理解を得ていくかどうか、こちらちょっと踏み込んだところでもう一回聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 令和3年度の橋の復旧するしないということにとっても、かなりの年月がありました。一長一短に決まるものではないと思っておりますし、皆様方の生活環境に変化が生じることでございますので、粘り強く長期的にご理解をいただきながら取捨選択、整理統合というところを集積ということが目標になると思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域の計画を出したら、粘り強く、かつ長くなるのは理解しておりますが、いきなり出されるのは困ると思うので今回質問をさせていただきました。そのほかのインフラとして上下水道があります。現在の上水道は広島県水道広域連合企業団の管轄となり、下水道は北広島町が所管しています。今後、水道料金と下水処理の料金、こちら値上がりする可能性があるかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。下水道事業につきましては、今

年度より公営企業会計へ移行いたしております。公営企業会計は、下水道使用料などの事業収入によりまして、新たな設備投資や事業経営に必要な費用を賄う、いわゆる独立採算制を基本としておりますが、実際には一般会計からの多額の補助金に依存している状況にあり、料金改定による経営改善化も必要と考えております。また、複式簿記を採用しておりまして、経営成績と財務状況を把握することで経営分析を行い、今後の下水道料金の見直しを行いたいと考えております。水道事業につきましては、令和5年度に県と14市町で構成する広島県水道広域連合企業団に経営が移管しております。直近では平成31年4月に水道料金の値上げを行っていますが、下水道と同様に経営分析を行い、料金の値上げの判断を行うと聞いております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 値上がりする可能性がある。水は生きていく上で欠かせないものです。値上げをするということは生活する上での費用、直結し、誰でもが嫌だと思います。しかし、例えば、私は北広島町の財政を傾けるほどの費用がかかりながらも値上げに反対というわけではありません。ここ北広島町に住み続けるためにも必要な修繕は行い、全員で協力して維持し続ける必要はあると考えています。ただ今後、空き家の割合が高い地域の場合、人口規模に見合う下水道ならば問題ないんですけども、見合わなくなる地域、管路網があるかもしれません。私は合併浄化槽へそういった地域が切り替えていくのではないかなという未来があると思うんですけども、行政の考えはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在、下水道の処理場は千代田地域に1か所、大朝地域に2か所あり、それぞれの処理場において汚水処理を行っています。汚水処理の経費には使用料収入を充てていますが、今後のさらなる人口減少社会を考えると、現行の使用料では継続的に安定した経営を行うことは困難な状況と言えます。そのため、今後の使用料の値上げは不可欠と考えております。人口規模に見合わない地域の下水道施設の合併処理浄化槽へ転換することについてでございますが、処理場の廃止を含めた転換であればコストメリットはあると考えますが、既存処理場を維持したままであれば、新たな合併浄化槽の設置費用や維持管理費用の補助等が生じるなど、事業費削減効果は低いのではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 削減効果は低い、分かりました。ただ、最初に言いました都市計画マスタープランだったり、立地適正化計画の中ですが、上下水道の観点、料金や維持施設費などの数字を踏まえた観点、これも検討しているのであれば問題ないです、そういう計画の中で。ただ都市計画マスタープランにはちょっとそういう観点がなかったです。その計画に具体的な数字が今後入ってくるのかなと、策定する中でですね、思ったときなんですけども、都市計画マスタープランには田畑の保全というのがあります。田畑結構広い、北広島町の産業です。それをどのように維持していくのか、マスタープランと田畑の保全、書いてはあるんですけども、なかなか具体的な踏み込みがない、農地に関する計画ではあるとは思いますが、都市計画マスタープランに関するもので言うと、ちょっと少ないのかなと思いました。この辺、田畑に関することで上下水道だったり、具体的な踏み込みが欲しいところではあります。マスタープランは検討中ではありますけども、こちらの町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 都市計画マスタープラン、立地適正化計画ともに令和6年度、令和7年

度の2か年によって策定することとなっております。関連する計画、公共下水道計画であるとか、様々な長期総合計画、観光戦略いろんな計画がございます。そういったところとの連携もございますので、現在のところ、数値であるとかということは申し上げられませんが、そういった様々な計画、それから今後のいろいろな予測等を鑑みて計画を策定することになると思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 計画する上でその数値がないと、話がふわっとし過ぎていて計画が進まない。絵に描いたモチにならないのかなという心配で数値の話をいたしました。次に参ります。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる今年、町内の介護保健施設では入所待機者がかなり減りました。入所待機者の現在の状況と過去3年の推移はどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 福祉課からお答えいたします。町内にある特別養護老人ホームの現在の状況と、過去3年間の待機者についてお答えします。1人の人が複数の施設に申し込まれたり、入院や他の施設等に入所されている方もおられますので、参考数値となります。町内には4か所の特別養護老人ホームがあり、4か所合わせた待機者の人数は、令和6年4月1日現在で190人、過去3年間は令和5年4月1日現在167人、令和4年4月1日現在123人、令和3年4月1日現在204人となっています。入院や他の施設に入所されている方が多く、実質の待機者は減少傾向にあると町内の特別養護老人ホームのほうから伺っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 数字もお聞きいたしました。実質の待機者は減少傾向にあるということなんです、この減少傾向にあるという部分ですね。私自身も数年前入れないと、200人、300人いて入れないんだと。今は入れる。待っているというわけではなくて、入れる状況にあると。一方この減少傾向で、数字以外の状況をもう少し詳しくお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 数年前と違う状況について、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上になったことによって回転率がよくなって、比較的早く順番が来るようになったことが実質の待機者が少ないという要因になっていると思われます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 全体の数が減ったのもあるとは思いますが、あまり待たずに希望する施設へ入所できることはいいことなんですけど、私が心配することの一つで施設の維持です。入所希望者がいないことには施設は維持できません。またそこで働く人がいないと施設の定員数の要件を満たせません。ほかにも老朽化や保険料の値上げなど複数の課題があります。北広島町で多くの施設を維持することは保険料の反動もあります。なので、待機者が少ない、いいことでもある反面、施設保険料という両面から考えるんですけども、とても難しい問題だなと思っております。町内の介護保険施設の定数、これは北広島町で決定するものなのかを確認します。高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画等々は見たんですけど、その点を確認させてください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 北広島町においては北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。その計画策定において策定委員会で検討していただき、町に対し

て答申をいただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） では、計画がある。行政はその計画によって関わってるんだと思うんですが、介護保険施設はどのように関わっているかを確認します。各施設、民間運営なんですけども、行政は計画策定委員会として関わっている。加えて策定委員会の概要の確認も含めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議員のおっしゃるとおり、民間運営のため直接的な関わりはありませんが、事業計画を策定するにおいて、町内の必要な介護保険施設の整備量等の推計を行っております。事業計画の策定に当たっては策定委員会で審議し、意見を求めています。策定委員は15名で構成され、保健・医療に従事する者、高齢者福祉に関する事業に従事する者、介護保険の被保険者代表者で構成されております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 町は推計をして策定委員会で検討すると。大まかな計画、行政関わっているのは確認できました。しかし各施設の運営、民間で行っています。民間のみで北広島町介護保険施設の今後を話し合うことは、利害というものもあったり、施設もあるという中では、かなりその話し合いというのは困難かなと思っています。進行役が必要であると考えられますけども、10年後の北広島町の介護保険施設に対して町の考えをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町においては、既に高齢者人口は減少に転じており、事業計画の中においても推計していますが、今後は新たな施設を整備していくことは難しいと考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 新たな施設、これは上限の話であって、私が思うのは下限の話です。各施設の維持ができない可能性が高い。しかし必要な施設でもあります。下限の話として、町の今後に関わるからこそ進行役は行政がするほうがいいのではという提案ではありますが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険事業計画策定委員会なんですけども、毎年開催し、計画の点検や評価等も行っていますが、その際に議題として問題提起しながら、今後の整備量や課題について一緒に検討を行っていくことができると考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 通告している質問は以上ですけども、一番最初に戻りまして都市計画マスタープラン、その長期総合計画上位も含めてどんどん変わる世の中、途中途中で長期の計画にのっとるだけではなく、途中途中で大きな決断が要るかと思います。その大きな決断、先ほどもちょっとお聞きはいたしましたけれども、その点、必ず10年、20年のスパンを考えた上で、変更も含めて大きな決断要るかと思います。この点、町長の所見をお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これまでは長期総合計画にしても10年計画でつくっておるわけですが、周期5年である程度見直しをせざるを得ないというような中で、見直しもしながら進めて

いるところであります。当然5年も同じ計画では持たないというような状況も、ひょっとしたら来るかも知れません。そういう場合には、5年もそうなのですが、ローリング方式みたいな形で、そういう必要性が出てくれば早めに見直しをしていくということも必要になるかもしれません。状況に応じてそこらは判断していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 粘り強い長期の議論と素早い決断要るかと思います。その点を申し伝えて私の一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時45分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 34分 休 憩

午後 1時 45分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、関係人口・交流人口の増加で経済振興をとということでございます。経済活動が都市部に集中し、中山間地域をはじめとする地方自治体の経済振興策が求められています。地方経済を活性化させるためには、定住人口を増やすことや少子化対策に加えて若者の流出を食い止めることが最善の手段ではありますが、現状は誠に厳しい状況に置かれています。そこで、関係人口・交流人口を増加させることで、地方創生に向けた取組が重要になってくると言われています。地方創生とは、都市部との格差是正と地域経済の活性化が柱で、この2本の柱を関係人口・交流人口が担うとも言われています。この関係人口は、地方自治体とその地域における人材の確保や育成につながり、地域の活性化にも大きく貢献するものと考えられます。特定地域づくり事業協同組合が設立されている地方自治体の多くで、関係・交流人口による人材が活躍しているのも重要なポイントであります。これには自治体及び観光業者によるPR活動も重要な点であり、本町の特徴を生かしたPRを今後ますます全国に発信すべきと考えます。そこで次の質問をいたします。本町における関係人口・交流人口のコロナ前からの現在の推移を伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課からお答えをいたします。本町における関係・交流人口の推移ですが、広島県観光客数の動向調査で公表されています入込観光客数によりますと、コロナ前でありました平成30年が年間174万人、令和元年が159万人、コロナ禍でありました令和2年が108万人、令和3年が101万人、アフターコロナの時期となっております令和4年が144万人、令和5年が159万人と推移している状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） コロナ前の平成30年が174万人という数値に今年は大分近づいてきているのかなと思うんですが、この入込観光客数に関係人口と交流人口、当然入るんですが、交流人口の定義の中には、通勤・通学者の数も含まれていると。観光客だけがこの関係人口・交流人口じゃないわけですよね。最近、関係人口の定義は、一時的ではなく継続的に地域や地域住民と関係を持っている人々のことを表すというような、何か定義が変わってきております。本町としては関係人口と交流人口、どのような定義的に思われておられますか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 本町におきましても、議員のほうからご指摘ありましたように、交流人口、関係人口につきましては、まず関係人口というのは、地域に愛着を持って訪れる、その結果持続的に関わりを持つ、あるいは地域と多様な関わりを築いていくというところにつながるといふふうに認識をしております。一方、交流人口につきましては、これも議員のほうからありましたように、そういった地域に愛着とかは関係なく、まさに一時的な観光であったり通勤通学、そういった関わり方をされておられる方という認識をしております。ただ、これが全くの別物というわけではなく、最初は交流人口であったものがいずれは関係人口へ推移していくとか、そういった展開も大いに考えられるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） まさに時代の流れに関係人口がこれからは重要な役割を果たしていくという指摘を多くの学者やら、そういった認識を持っている方が増えてくるということで、地域が好きで頻繁に行き来する人なんかは関係人口で増えてもらう。例えば芸北で言えば、カキツバタ祭りの毎年の作業してくれる人なんかはもう当然関係人口。神楽団に入って広島から神楽があるたびに帰って練習するんだ、神楽、本番に舞うんだという人も関係人口。イベントなんかに来る人というのは、はっきり言って一過性の方がかなり多いと思います。けどこういったイベントに来るお客さんをいかに関係人口に取り込んでいくか。そういう取組がこれから求められてくるんじゃないかと思っております。そのことを次、今回の質問の2点目なんですが、関係・交流人口の増加へ今後のさらなる取組についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 第3次北広島町観光振興まちづくり計画におきまして、関係・交流人口の拡大へ向けた具体的施策の一つとして、農山村体験推進事業の継続的な展開に向けて取り組んでいくこととしております。この農山村体験推進事業、いわゆる民泊事業でございまして、関西や関東など大都市圏や海外から修学旅行や教育旅行などを数多く受け入れており、町内で体験活動や民泊先で家業体験などにより、受入れ家庭はもちろん集落内での交流が生まれ、交流人口の拡大に加えて、地域コミュニティの活性化や町民の生きがい創造などにもつながる取組であると考えております。また、地域産品や地域資源を活用した新たなコンテンツの開発支援や、花田植や神楽など歴史資源や伝統芸能・文化の活用など様々な素材を有効的に活用しまして、北広島町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。今後はさらに本町の魅力を見つめ直し、愛着と誇りを持ち、北広島町ならではの付加価値のついた体験やサービスを提供していくことで息の長い交流へとつなげていくことが大切であると考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 農山村体験交流事業、これは、これまでも言ってきたように大変将来性の

ある事業です。それは間違いはないと私も思ってる。大きな課題として、やっぱりこれ高齢化による受入れ民泊家庭がどんどん減少していく中で、第3期長期総合戦略の15ページをちょっと開いていただきたい。この15ページに令和4年度は659人、今年の12月までに1521人来ておられますね。その体験を受け入れてます。令和8年には目標として3568という数字が出てるんですよ。これって、私は可能な数字とはとても考えられないんですよ。今年の倍以上の受入れをしようという、受入れ民泊の家庭が減っていく中で、どうやってこれだけの受入れをしていくんか。その戦略があるならお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議員ご質問にありましたように、この計画で定めている目標値への取組ということでございますけども、今年度当初、令和6年4月1日現在で民泊家庭の登録件数が78件、実際に受入れをされている実受入れ件数が31件と。一時に比べますと非常に落ち込みを見せておりました。それが今日現在でありますけれども、受入れ家庭件数が110件、それから実受入れ件数が54件と。年度当初と比べると大分回復傾向といえますか、皆様のご協力もあって増えてきている状況にはございます。もちろん議員のご指摘のように、受入れ家庭を今後も増えるよう取り組みつつ、無理のない受入れ行程であったりとかそういったことにも取り組む必要があると思います。そういった取組を重ねていくことで、計画にちょっとでも近づくように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） そうですね、つい先日、民泊家庭を対象としただしの取り方を講習をいただいたりして、大変いい取組だし、参考になる。本当おいしいだしをこうやってつくるんだよと専門の講師から習うということや、どういった料理を提供すると喜ばれるとか、そういったものをやる田舎ならではの料理をやっぱり提供するとかいうことをすることによって、この町、米もおいしい、野菜もおいしい、果物もおいしいまち北広島町に行きましょうという流れがどんどんできてくる。だから、一番の民泊家庭の高齢化の中で皆さん、私はいつまでできるか分かりませんよという、かなりの方がそう言っておられる。かといって、私は跡継ぎをつくりましょうというような人はおらんでね。やっぱりそういったところを行ったときに、初めて受けたという人、どう言っていましたかね。泣きつかれましたと言っていましたよね。もうそれは行政の方も積極的に取り組んでいただきたいし、知り合いがおったら泣きついてほしいんですよ。そのぐらいしていったら、やったらよさが分かるんです。やらないと分からない。子どもに病気をさせちゃ、けがをさせちゃとか、そんな心配は何とかなるもんなんです。私だってママシやらスズメバチが怖いからって言っていましたけど、おかげでそういうこともない。ということで、本当のPR、関東から来た人なんか、神楽が見たかったって帰ってくるんですよ。よほど勉強してきてますよ、調査して。いいところですねと言ってくれてるんだから、もっとPRをしてほしい。本町の産業、観光、芸能、文化、イベント。今のPR状況は十分なんじゃないかな。お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 観光等のPRにつきましてでございますけども、マツダスタジアムや安佐動物公園、ひろしまフードフェスティバルなどでのPRキャラバンや県内外の大学祭や大規模小売店での冬山誘客プロモーション、関西や宮島での神楽公演、やまがたサイクリイベントの開催、町内企業とのキャラクターのコラボレーションなど、様々な手法によりターゲ

ットに見合ったPRに取り組んでいるところでございます。また情報配信につきましては、各種SNSの活用や動画配信、音声告知放送やコミュニティチャンネルなどによる情報発信を行っております。加えて今後は、テレビや各種メディアへの積極的なリリースなども有効であると考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） この答弁を聞かせていただくと、全国にもSNSなんか動画配信は行くんだと思うんですがね。はっきり西日本を中心とした売込みですね。だから民泊なんかで来る関東の修学旅行生なんかはいろんな調査してホームページ開いて、うちの町なんかをしっかりとどんなまちかというのを調べて来てますよ。だからもっとPRのやり方っていろいろあると思うんで、私もあんまりPR下手だから、どうやってやっていくって真剣になかなかできないんですが、だからこそPRのできるプロフェッショナルのような専属の職員とか外部でも委託してでも、やっぱり観光は、おいといて人は勝手に来てくれるもんじゃないです。やっぱり安芸太田町なんかでも、やっぱり発信したらフランスのほうからとか三段峡に訪れに来るんだという、そういった流れを何とかつくる。外国人来てもらったら、やっぱりよさを皆さん、知人やらの国内外で広めてくださいぐらいやっていく、そういうものが要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 1点目としましては、今質問でありましたように、情報発信の在り方については今後も十分工夫をしたり、新たなソリューションであったりとか、やり方というのでも検討していく必要があるかなというふうに考えております。やはり国内問わず、国内どの地域にも関係なく、あるいは海外の方に向けての情報発信ということも非常に大切だということに考えております。例えば多言語での情報発信であったりとか、動画、あるいはイラスト、アニメーション等を使った情報発信というような、これまでのやり方に加えて、新たな情報発信の仕方も今後研究していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今の答弁は私はもうちょっと深めた答弁がいただきたいんですが、いわゆる専属の職員とか外部に委託に対しての本町としての考えはどうあるべきか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 現在進めている取組で申し上げますと、地元高校生を中心としたボランティア活動などを積極的に進めており、イベントなどでのキャラバン活動や運営補助スタッフ、配布物の袋詰めなど多くの生徒の方に協力をいただいております。また、議員ご質問のありました将来的には、観光に関する情報集約、発信、情報管理、こういったものを効果的に行っていくために観光DMO機能であったり、専門人材の活用、育成、外部委託などについても検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。今年度、本町が実施をしておりますおこめの“わわわ”プロジェクトという、いわゆるお米を活用した地域資源の掘り起こしであったり特産品の開発の伴走支援、こういった事業を進めておりますけれども、こちらはまさに外部コンサルタントの力、ノウハウを借りながら進めておる事業でございます。こういった専門的外部人材のプロの方の知識であったりノウハウも活用しながら今後は進めていく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） まさに今の答弁のとおりだと私も思います。お金をかけなくて、何もかもうまくいくようなことは考えられません。特にPR活動、ある程度のお金は必要です。その結果、いい流れが好回転していく流れを生むことができれば、少々お金使ったって、誰もそんなに無駄遣いしてるというふうには思いませんよ。そういう魅力のある発信をどんどんしていったって、関係人口・交流人口を増やしていく。それがひいては定住にもつながる。よく経済活性化とか様々な活性化という言葉が簡単に使われますけど、活性化、いや、それ経済の活性化は人がいっぱい来てお金を落としてくれれば、あっ潤ったなという経済の活性化があるし、地域が廃れているときの活性化でイベントやら行事を行うのは、これ活性化の手段であって、そこに人が来たから活性化だというのは違うと思います。いろんな人が来て、この地域のよさを知っていただいて、定住者が1人でも増えて、その人が結婚して、その地域に子どもが1人誕生したときに初めて活性化って、私はそう思いますね。そのためにもしっかりとこの関係人口・交流人口の増加に対する取組は、ぜひとも本気で取り組んでいただきたいと思います。それでは第2点目の質問に移ります。公共事業の現状と展望というものであります。今年正月に発生した能登半島大地震の復旧作業はもとより、東日本大震災から15年経過した現在でも、建設業界は復興に向けた作業を継続しております。被災地域の再建や防災対策など、様々な施設や設備の建設が必要であり、建設業者はその役割を果たしているのは誰もが認めるところであります。しかしながら現在の建設業界は、スーパーゼネコンと言われる大手から中小の企業まで人手不足と物価の上昇等で厳しい経営を余儀なくされています。人手不足や建設資材の高騰は、工期の遵守や工期中のトラブルが予測され、さらには安全・安心での作業や品質確保への影響も懸念されます。こうした状況の中、コロナ禍の影響も加え、建設業の倒産件数は増加傾向にあり、帝国データバンクの調査によりますと、2022年の全国の建設業の倒産件数は1291件で、2020年、2021年に比べて大幅に増加しています。以前の一般質問でも申し上げましたが、未曾有の大災害になると予想されています南海トラフ地震や東京直下型地震が発生した場合、復旧・復興に建設業はなくてはならない存在であり、避難ルートの確保や仮設住宅等の建築も必要になり、このことがスムーズに行うことができなくなれば、さらに多くの人命にも影響が出ると思われます。以上の点を踏まえ、次の質問をいたします。本町の公共事業の現状ですが、合併前からどのような推移をしているか伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政政策課からお答えいたします。公共工事、かなり範囲が広い、しかも議員おっしゃられる期間かなり相当数の事業がありますので、地方財政状況調査という調査があるんですが、そちらの普通建設事業、災害復旧事業費の金額ベースでお答えをさせていただければと思います。事業費は平成17年度が約19億円、以降、行政ニーズに対応するための大型事業の実施でありますとか、事業の繰越しにより事業が単年度に集中をするというような年がありました。そうした影響によりまして、年度によって変動はございます。おおむね15億円から25億円、その範囲内で推移をしているという状況になっております。また件数全てを拾い切ることはできなかったんですが、入札に付した工事の件数でお答えをいたしますと、こちらにつきましては災害の影響によりまして、年間250件を超えるというような年度もございましたが、平均的に見て、年間大体200件程度で推移しているような状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） おおむね15億から25億円ぐらいの範囲で、これは本町の建設業者が大体やっていけるお値段というか工事料、はっきり言って、一番ピークだったのが橋本龍太郎政権時代の前後ぐらいが公的な全都道府県、国合わせて50兆円ぐらいあったんですよね。それが小泉政権で半分ぐらいに減らしちゃったんですよ。それによって、全国の建設業がバタバタに倒産する。倒産しなくても、もうこれは先行き不透明だから借金がないうちに畳んでしまおうという建設業者もかなりあった。そういう点を踏まえて、我が町も結構、小泉政権になったときから倒産した件数はありました。私が記憶しているだけでも10件ぐらいあると思います。ただ、合併後はどうなんかなとふと思ったんですが、淘汰された合併後ぐらいからはどういう状況か、把握しておられればお聞きします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町独自で倒産された事業者というようなカウントはしておりませんので、公的な資料にはなるんですけども、企業統計経済センサス、こちらのほうで平成18年度が182事業者、こちらは建設事業に限ったことではございません。いらっしゃったのが令和3年で128事業所なので、54事業所の減少というのが見受けられます。その中には建設事業者さんもお入られると思います。ちなみに別の資料でカウントしたところ、合併以降で倒産をされた建設事業者さんは7件ではないかというふうに、これはすみません、ちょっと正式な数字ではないので、私が見た中で数字ということでお答えをさせていただければと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 現在の本町内の建設業者がこれからまた災害のことやら冬の除雪、そういった状況の中で住民の生活を守っていけるぐらいな数はあるんだと思われてますか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 企業数ということでよろしいですか。実際有事がどの規模で発生して、そのときにどれぐらいの建設事業者さんが動かれて、全国で様々な事例がありますが、そうしたところでの検証というのはなかなかしづらいところもありますので、はっきりしたお答えになるかどうかはちょっと分かりませんけれども、充足しているかどうかと言われると、地域によってはというような形になるのかなというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今お答えがあったように芸北地域、とにかく除雪、冬はしないと仕事ができない。そういう状況の中で、やっぱりこの除雪のオペレーターも高齢化してきてるんですよ。はっきり言って一つの会社がまた受け入れられなかった路線をカバーしていくとか、そういう状況がまた出てくる可能性もありますので、やはりこの公共事業、ある程度公共事業費を維持できるような状況は確保していったほしい。そういったことで、今後公共事業費の確保に向けてどういう取組をされていくか、そこら辺をお聞きします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今議員おっしゃられた公共事業、本町大変広うございますので、全てをカバーするというのは財政状況的に見ても限られた財源という言い方をよくさせていただいておりますが、全てを要望どおりにカバーしていくことは非常に難しいだろうというふうに考えております。ただ、そうした中でもできる限りのことというのか、やっていくべき、やらない

ければならないことという部分は当然認識はございますので、有利な交付金でありますとか起債でありますとか、そういったものも活用しながら、情報収集等も行いながら、引き続き公共工事の確保に向けては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 全くそのとおりで、新たな事業ができるような補助金なり交付金なりがあるんなら、これ私はちょっと建設課長から耳にした事業の一つですが、各都道府県に今、防災道の駅というのができています。ない県もあります、島根、鳥取にはありません。広島県は今、東広島市に一つほどあるんですが、西条のん太の酒蔵というところの道の駅が防災道の駅に指定されております。千代田の道の駅、ちょっと川の氾濫が想定されるんで、防災道の駅には位置的には立地条件最高ですよね。山陽道、中国道、浜田道、山陰のほうに向いても全ての高速が走っている。この要所に2500平米以上の駐車場があればできるわけですよ。条件は耐震化とか無停電化とか、通信・水の確保とかいう条件がありますけど、全てそろうためには河川の氾濫を防ぐ公共事業を持ってくればいいんですよ。その公共事業が千代田の道の駅に、もうこれは防災的にかなう地形条件になったと言ったら、防災の道の駅に指定される可能性大だと思います。そうすると様々な公共事業がこの町に入ってくる可能性はあると思います。そうした取組は私はこれから考える必要があるんじゃないかと思います。いかがでしょうか、財政課長答弁できんかったら、建設課長です。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 大変有益なご提案だと思っておりますけども、議員もご承知のとおり、昭和47年に起きた大水害のもとに現在江の川本線、志路原川等に関しては広域河川改修事業として既に計画に着手されておりますので、非常に難しいとは思いますが、検討の余地はあると思いますので、今後可能性だけは研究してみたいと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 可能性があれば研究して、また国交省やら相談に行ってもらったり、県とも相談して、この千代田の道の駅、防災道の駅に昇格してもらえそうな手だてはできないかというようなこともしっかり検討してもらいたいと思います。それでは、この公共事業の工事入札、不落というか、なかなか金額が合わずに不落もあろうし、人手不足や資材高騰等で、ちょっとうちはもう受けれんよというような入札辞退は最近増加傾向なんかどうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町の指名競争入札に当たりましては、応札が不可能な場合には辞退届というのを提出を求めています。その中の理由として、任意で記載していただいておりますので、例えば応札できなかった理由は何々ですとかと、全てに記載がしてあるものではございませんので、応札できなかった、もしくは不落になった、辞退されたというものにつきましての理由についての整理というのは申し訳ありませんが、ちょっと行っておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 辞退届の理由は記入しなくてもいいというのは分かるんですが、私は確認程度でも、何か大きな理由がありますかぐらいで、いや別に理由はないんですが、今は手いっぱいですとか、実はやりたいんだけど技術者が不足しておりますというようなパターンだと私

は思います。それは、この仕事は欲しいなと、やりたいなといってもそこに技術者が配備できなければ諦めざるを得ない。そういった仕事があるということは非常に人手不足顕著に現れると思います。工事費が上がる、建設資材、生コンなんてすごい上がってますよね。びっくりするぐらい上がってる。なかなかそれは普通の人が生コン頼んでからちょっと土間打とうかといっても、それは自分でコンクリート練って打ったほうがいいやとなる。それぐらい今資材が上がっている。そういった意味で本町の建設業、土木・建築も含めて公共事業の将来展望をどのようにして考えておられるか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 全国的な人口減少によりまして建設業界での高齢化、後継者不足、人手不足が顕著に現れている中であります。本町におきましても、近年の激甚化・頻発化している災害や地域のインフラ整備、メンテナンス等に対応していく必要がございます。建設産業は、議員もおっしゃられましたとおり、地域経済、雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として地域生活や社会経済を支える大きな役割を担っていただいているというふうに認識しております。本町におきましては本年度から試行的ではございますが、適正な工期の設定・週休2日制でありますとか、あと休日明け日を依頼の期限日にしないなどのウィークリー・スタンスというのを導入しております。若者からも選ばれる建設産業を目指しまして、担い手確保、働き方改革の実現に向けて取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 建設業界、若手がなかなか入ってきたくないという嘆きを聞くんですが、これはスーパーゼネコン、大成、竹中、大林、鹿島、清水という、年間1兆円を超えるような工事残高持ってるんですよ、こういった企業も若手がなかなか入ってきたくないという。でもあそこらは大丈夫ですよ。はっきり言って。もう待遇が全然違いますからね。うん。給与も違えば、社会福祉、いろんなところで破格な待遇です。私も大林や清水建設の下請で働いたことがあるんで、とにかく、何をもっても安全面、一人一人けがさせちゃいけない。人が死亡したら、その事業所はもう1円の利益も出ないんだというぐらいな教えで、安全政策すごいですわ。そういったスーパーゼネコンと言われるところでも大変苦勞している。やはり昔は3Kじゃ、5Kじゃって、いいイメージがなかったんですが、今は、新3Kといって、格好いい、休日もしっかり取れる、休暇も取れる、給料も良くなったといった、良いKが出てきておりますので、将来にわたって、この町を守り続ける建設業がなくならんように、指導面の面でも私はしっかり行政はしていく必要があろうかと思っております。先ほど公共事業がどんどんどんどんピーク時から減ってきて、ちょっと安倍内閣でちょっとまた盛り返して、災害王国とか地震大国の日本は、やはり国土強靱化とうたってるんですからね。もうちょっとしっかり公共予算つけにやいけんのですよ。本当、はっきり言って先進国では低いほうなんです。加えて、教育機関に対する公的支出、10年前のOECDが34か国あったんですよ。その中で日本は最下位ですよ。2.8%かな、GDPに対する、教育機関に対する公的支出。ノルウェーなんて6.4とか、あっスウェーデンかな。北欧なんか6%ぐらいです。大学生が奨学金払えないで苦しむようなそんな教育をいつまで続けるのか知らんけど、今年出たOECDは37か国中36位です、日本は。それでもまだ最下位から2位です。こういう状況を私は何とか教育面にも公的支出をしっかりしていったほしいという思いがあるので、これ通告はしてなかったんですけど

ね。教育長はよくご存じだと思います。教育費にもうちょっと金かけやという思いはあると思うんで、通告をしてなかったんですが、一言所見をいただければと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 突然のご指名ありがとうございます。ご存じのようにOECDは先進国で今37か国です。その中で、日本の公的な教育に出すお金というのは、大体下から3番目、2番目ぐらいであります。なのにもかかわらず、3年に一遍やってる学力調査は、数学的リテラシーは、OECD内だと1位です。それから科学、各サイエンスのほうのリテラシーが1位です。それから読解力が2位だったと思います。OECDに加盟している以外にも含めた中でも、数学リテラシーは5位、科学が2位、読解力3位という学力調査の結果が出てます。今年も上位、同じ調査の上位だと。理由はいろいろあると思いますが、日本国民性であるとか、教育に対する考え方であるとかあると思いますけども、やっぱり現場の先生がどれだけ頑張ってるかということに尽きるのではないかというふうに、教育長も実は思っています。本当に子どもたちのためにという言葉で本当にやってもらった結果、この数値になっているんだと思いますので、特にハード面では非常にもっとお金をかけていただければ、もっといろんな手段で教育ができたり、子どもたちが習った知識を定着させるための手段になったりするのではないかというふうに思っておりますし、これから国際化が進みますから、いろんな言語にやっぱり触れさせて、身につけさせる言語ともお金がかかるんですね。それぜひやっていただけたら大変うれしいなというふうに思っておりますのでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 教育長から、通告しないのにいい答弁いただきました。これは余談ですけど、北欧のフィンランドが国家破綻したときに、何をもって国を立て直すかという議論があったときに、経済じゃあ、社会だ、いろいろな要点が上がってきた中で、最終的には教育です。教育にお金をかけるべきだといって、あの国は北欧の国でも破綻から立ち直ったんですよ。いかに人を育てることが大切であり、人こそ宝ですよ。そういった意味でやっぱり日本はもうちょっと教育に公的資金をつぎ込むべき。これは町長、やはりうちの町もやはり教育的、お金が必要ですから、いろんなものを修繕したりするんでも、しっかり予算づけができてくれるように、もうちょっと国の公的資金を教育にも充ててほしいというような訴えをしていってほしいし、公共事業、事業費を取るためにしっかり予算を取っていただくよう取り組んでもらいたい。所見を一言お願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 教育とそれから建設関係、事業ですよ。こういうのを維持してほしいということでもありますけども、先ほど来ありましたが、日本は道路とか河川とか、そういったものの国の事業費は北欧、ヨーロッパなんかと比べると格段に低いですね。そういった状況も現実あるんで、その辺は要望はしているところでもありますけども、なかなか国全体でも厳しい状況もあるようでありまして、実現してない。でも、それは少しずつは見直しながら進んでいかないと道路の整備等、新規は今では少なくなってるんですが、維持管理ができてない。また教育のほうもそういうことだと思いますし、少子化の中で、この子どもの教育、少子化を少なく、できるだけ多く子どもたちがなるようにするためにも必要な部分だというふうに思っております。町としてできるところは限りがありますけども、そういった視点で国のほうにも要望していきたいというふうに思ってます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） そうです、やはり給食費の無償化とか、第1子保育料の無償化、これは中山間地域特別委員会でも提言をさせていただきましたけど、これを公的資金で入れれば、そんなにできないことではないんですよ。いかに日本は教育に対して金を費やしてない。最低な教育国になっちゃ駄目ですからね。そういう意味でもやはり地方から声を上げていってほしい。ちなみに建設事業費、令和6年度の広島県の土木予算950億、これ島根県の土木予算調べてみたら、全く一緒です。島根県も950、島根県に行けば道がいいなという話をよく聞く。島根県の人に聞けば、鳥取県に行くともっといいですよと言う。はあそうなんだと。それは鳥取県は島根県よりも面積小さいから、どんどん道がよくなるんですね。そういったこともありまして、しっかりとこの公共事業予算を国からも県からも取れるように頑張っていたきたいということを切に要望して私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第94号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第94号につきまして概要を説明します。追加議案集の4ページをお願いします。議案第94号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 議案第94号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について総務課からご説明申し上げます。今年度の人事院勧告では、1、初任給をはじめ若年層に重点を置いた月例給の引き上げ、2、特別給、いわゆる期末勤勉手当においては0.1か月分の引上げなどが勧告されました。本条例は、この国の人事院勧告に準じて本町職員の給与改定を行うもので、関係する条例についてそれぞれ改定を行います。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正では、行政職をはじめ各職種の給料表の改定、特別給の改定などを行います。議案集17ページをお願いします。第2条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、任期付職員の給与改定を、次の18ページ、第3条では、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正では、特別職の特別給の改定を行います。続きまして、議案集19ページをお願いします。第4条、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正では、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて、会計年度任用職員の給与改定を行います。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 議案の訂正について

○議長（湊俊文） 日程第 3、議案の訂正についてを議題とします。訂正理由の説明を求めます。  
箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案の訂正について説明します。議案集の 137 ページをお願いします。令和 6 年 12 月 6 日開催の令和 6 年第 4 回北広島町議会定例会に提案した議案第 85 号、第 3 期北広島町総合戦略の策定についてで配付しました別冊第 3 期北広島町総合計画の 13 ページ及び 22 ページにおいて、内容の一部に誤りがありましたので、次のとおり議案の訂正を申し出るものであります。内容につきましては、別冊 13 ページをお願いします。中段表中にあります集落営農法人等による集積面積の基準値 7.99 ヘクタールとある記載を 914 ヘクタールに訂正をお願いするものです。続きまして、別冊 22 ページをお願いします。中段表中にあります婚活イベント参加者数の基準値年度平成 30 年度とある記載を令和 4 年度に訂正をお願いするものであります。議案の提案に当たりましては、今後十分な精査を行い、このようなことのないよう再発防止に努めてまいります。訂正につきましてよろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって訂正理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり訂正を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、議案の訂正についてはこれを許可することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は 12 月 18 日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 40 分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~